



第21回

ストレスチェックは、小規模事業場にも有効です。



Profile プロフィール

チェスナット社会保険労務士事務所 代表

高木 悟子

平成15年6月に社会保険労務士資格取得。平成26年6月にチェスナット社会保険労務士事務所を設立。労務相談、就業規則の改善などの労務コンサルティングや、社会保険手続を通じ、大小かかわらず企業の支援を行っています。

ストレスチェック制度とは？

2015年12月に施行された「ストレスチェック制度」とは、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行い、検査結果に基づく医師による面接指導の実施などを行う制度です。50人以上の従業員を抱える事業場に義務付けられました。仕事上のストレスなどによる精神障害の労災認定者が増加傾向にあるなどの社会問題を背景として制度化されたものです。

50人未満の事業場でもストレスチェックを活用

今回の制度化において、従業員50人未満の事業場のストレスチェックは努力義務となっています。しかしながら、一人あたりの業務範囲が幅広く、ストレスを抱えやすいのが小規模事業場の従業員の特徴です。さらに、このところの採用難の状況において、人材確保・定着が必須の経営課題になっている今、従業員50人未満の事業場においてもストレスチェックを活用されることをお勧めいたします。小規模事業場においてストレスチェックを実施する場合、次のような公的支援がありますので、是非ご検討ください。

1. 小規模事業場が「単独」で実施する場合

地域産業保健センターが、ストレスチェック制度の運用相談、支援、また高ストレスと判定された従業員の面接についても無料で提供しており、実施体制の構築と費用負担を軽減することができます。

2. 小規模事業場が「複数」で実施する場合

いくつかの事業場と合同で選任した産業医と契約して実施者とし、また面接指導もその産業医が行うなど、いくつかの条件を満たすことで「ストレスチェック実施促進のための助成金」を受けることができます。

ストレスチェックの実施が、従業員の健康管理対策、組織風土改革につながり、さらに、採用面においてもストレスチェック制度を実施していることは一つの強みとなります。すべてを自社で行うだけではなく、一部を外部機関に委託することを考慮に入れた運用を検討されることをお勧めいたします。